

2009/08/06

国際山岳連合医療部会(UIAA MedCom)公認基準

(その8)

# トレッキング並びに遠征登山における健康管理に関する契約書雛形

医師ならびにトレッキング/遠征登山運営者のために

Th. Kuepper, I. Nies, D. Hillbrandt, J. Milledge, B. Basnyat  
2008

訳：大森薫雄

OFFICIAL STANDARDS  
OF THE  
UIAA MEDICAL COMMISSION

VOL: 8

## Model Contract for Health care on Trekking and Expeditions

Intended for Doctors, and Trekking / Expedition Operators

Th. Kuepper, I. Nies, D. Hillbrandt, J. Milledge, B. Basnyat  
2008

## トレッキング並びに遠征登山における健康管理に関する契約書雛形

遠征登山隊ないしトレッキング隊の随行医師（“Expedition Doctor”：以下 ED）たることは、旅行中、他人の健康上の諸問題に関して相談に乗ったり、参加費をいくらか安くして貰ったりする隊員である、というだけに留まらない。EDには特殊な責任があり、専門的な技術を持っていなければならないし、何か過誤があった場合、その責任とそれに続く面倒事に向き合わなければならない。その遠征登山旅行の実務者と参加者（“Expedition”：以下 EX）は共に、それぞれ個人的な、またしばしば対立的な利害関係をもち、しかも当然、EDはまた、自己の登山家としての利害関係を持っている。この潜在的な多重対立的環境にあつては、出発前に、全隊員と組織者の双方の権利と義務とをはっきりさせておかねばならない。以下に示すのはその特殊な要求に適合すると思われる文例の見本である。ここにいう EX とは、この旅行の企画者・遠征の引率者とその参加者の全体を包括するものである。

### 前文

この契約書は、旅行中の係争を避けるために、本旅行の企業体（“Organization”：以下 OR）と ED と EX の権利と義務を明らかにせんと試みるものである。

### § 1：定義

- ▶ “遠征随行医師”（ED）とは、旅行中の健康管理に責任を持つべく、参加者から指名されたり、運営者ないしツアー実務者から選定されたりした人物である。
- ▶ “遠征登山”（EX）とは、衛生事情の悪い地域に、何らかの形でグループとして旅行しようとするもので、旅行の形や目標地域（トレッキング・ジャングル旅行・高所登山等・・・）、人数の多少、組織の形態（個人参加か引率者付きか）といったことは問わない。
- ▶ “組織体”（OR）とは、企画した旅行の実現に関わっている何らかの職業組織体の事をいう。

### § 2：ED の権利と義務

#### § 2-1

Dr.・・・（氏名）・・・は、日本国医師免許証保持者であつて、・・・（旅行社名）・・・ によって組織された・・・（遠征隊名称）・・・に、    年    月    日から    月    日までの期間随行し、参加者の医療と管理の任を引き受けるものである。

当該医師は、一般医学・スポーツ医学・高所医学・旅行医学・地域関連感染症についての健全なる知識を有し、かつそれに相応した医療器材を準備できるものである。

#### § 2-2

ED は、遠征前・期間中・および、時には終了後にわたる全期間中、全参加者の医療ならびに一般健康上の相談事、スポーツ医学的・高所医学的すべての諸問題を監督する責任を引きうける。

#### § 2-3

その隊の医療関連事象に関する ED の指示はすべて、リーダー・参加者・OR 全体がこれを受け入れ、従うべきである。健康上の重大問題が発生した場合、ED の指示に従って最終的決断を下すのはリーダーまたは OR である。

#### § 2-4

ED 自身は、その特別の責任に鑑み、いかなる場合でも、自分の健康を損なうようなことをしては  
いけない。(§4-1 参照)

## § 2-5

ED の責任が、特に深く関与しているのは、以下に述べる分野である。

### § 2-5-1 準備段階において：

- ▶ 遠征隊の旅程、登山対象、高度概要、その土地の医療と搜索・救助態勢ならびにその地方の風土病蔓延状態などをあらかじめ下調べしておく。
- ▶ 参加者各自の体調並びに健康状態の評価。要すれば、それへの予防措置の指導と手配。
- ▶ 全参加者のために正しい予防注射の指導と手配。
- ▶ 旅行医学・熱帯医学的見地に立つ予防衛生学の手引書の作成。
- ▶ 参加者それぞれに応じた個別的訓練内容・順序の計画と監督。
- ▶ 参加者それぞれに応じた個別的高所順応獲得計画表の作成。
- ▶ EX のために適当な医療器具・薬品のキットの用意。(医薬品・包帯類・医療器具・検査器具・救急用酸素…) これとは全く別に、隊員それぞれが、自己責任において、個人用医療キットを用意するよう指導する。
- ▶ 必要と計上された酸素ボンベの数と量が適正か、耐寒試験がなされたかを確認する。それは、ほかの救急機材(加圧治療袋とか、マラリア患者検査キット等々)も同様である。
- ▶ EX 期間中に、ED の能力がどうのこうのという口論を避けるために、ED は、本契約書を読んで承知したことを裏付ける参加者の署名をちゃんと見ておくこと。

### § 2-5-2 EX 期間中において：

- ▶ ED は、各参加者の、高所適応性も含め、旅行一熱帯衛生的必要要件ならびに健康・体調状況を監督する。一旦結論が出されたら、関係者全員、その決定に絶対服従しなければならない。たとえその決定が、その医学的理由によって、個々人或は全員が登山対象を取り下げるとか、計画を変更するとか、或は計画そのものを放棄するとか、といった結果になるとしても、である。
- ▶ ED はその誰もが、その医学的経験に加えて、相応の登山経験が無いといけない。
- ▶ ED の、参加者、人夫、そして恐らくは現地住民に対して施す医療行為は、リーダーや隊員たちの支援があったとしても、ひとえにそれは ED の責任である。大組織遠征隊の場合は、そのベースキャンプには必ず医療用テントを建設し、そして、2 方向無線装置を設置し、定期的に隊員の高所順応程度を検査すべきである。
- ▶ 患者移送に際しては、ED はその搬出作業の全責任指揮者である。隊全体が最後まで、その作業を ED が決めたとおりにやり通さなくてはならない。もし、山岳遭難救助技術において、その ED よりも経験の深い者が居る場合、その仕事を代わってやってもよいが、患者の医療については、あくまでも全責任は医師に残っている。

## § 3： リーダーと OR の権利と義務

### § 3-1

ED がある措置を必要と考えた場合、グループリーダーは、即時に、無制限に、例外なく、医師に援助の手を差し伸べなければならない。ただし ED がそれを主張するのは、登山に優先するほどの、避けねばならぬ健康被害が差し迫っている場合に限る。

### § 3-2

OR は、ED が計画した救急器材器具を準備する責任がある。(§2-5-1 参照)

**§ 3-3**

OR は、ED が責任を取らねばならない遠征期間中に生じた医療過誤や事故に対して、保険をつけるよう取り計らうこと。その保険料は全額 OR が持つこと。

**§ 3-4**

OR、リーダー、参加者、全員が、病気や怪我の治療は登山行動全体よりも優先する、ということ承認すること。

**§ 3-5**

即時搬出を必要とするほどの重病・重傷の場合、EX は可能最善の方法でそれを手伝わねばならない。そして、ED の救助作業指揮官としての権威を終始受け入れて、その決断とその後続く命令に従わなければならない。たとえそれが、グループの登山行動を暫時妨げたり、あるいは遠征自体を中止するハメになろうとも、である。

**§ 3-6**

OR およびリーダーは、ED の一時的不在（例えば患者に付き添って病院にゆく、など）の場合、不在中に生じた疾病や外傷の結果に対して責任を取れないことは承認すること。ED の不在中、リーダーと EX 全体は健康と登山中の安全に特別の注意を払うべきである。ED は、事情が許したら出来るだけ速やかに戻らねばならない。OR はこれらの事実を、全隊員に知らしめる責任がある。

**§ 3-7**

ED の仕事は特別な技術を要し、しばしば気の進まない、時には危険な環境下で程度の高い医療を施さなくてはならず、しかもそれが、時には人を助けるために、自分の登山行動を中断せねばならないこともある、ということ OR は承認すること。商業 EX の場合には、この職業的作業は任意的行為ではない！その給与条件は本章付録 1（ED と OR がそれを書く。）に明記してある。

（訳者註：ここに、“本章付録 1”、とあるが、実際には、原文にそれに該当する記述はない。）

**§ 4 : EX の権利と義務****§ 4-1**

EX の持つ利害関係、ならびにそのグループの利害関係の中で、その遠征期間中、参加者たちは、その個人的衛生・健康・体調を最厳密にして最高の基準を保つよう、それぞれが気をつける。

**§ 4-2**

参加者全員が、健康に関する事項はすべて ED の責任に帰する、ということに敬意を表すること。彼の、健康被害防止に関する、あるいは引き起こされた疾病・外傷の治療に関する説明や手立ては彼ら固有の利害関係の中に受け入れられるべきである。

**§ 4-3**

参加者の義務として、誰もが、既往歴の問題点をすべて ED に報告すること。もし ED が要求したら、ほかの医師（例えばかかりつけ医とか、以前の遠征のときの ED とか）の記録を提出すること。また、以前同じような活動した時に引き起こした健康問題を ED から隠そうとしないこと。ED と共有する情報はすべて医事法に触れ、厳重に秘密を守ること。万一その責任がリーダーにあるか、ED にあるかでモメた場合には、後者はリーダーに対し、医学的秘蔵であると告げるべきである（あるいは、患者同席、ないし、同意書で守秘義務を回避するか）。

#### § 4-4

ED は、参加者全員に対し、大抵の山岳地帯では、土地柄が違っており、しばしば地方の衛生事情が上手くいっていないから、自分の国では当たり前前の水準の医療が保証されない、特に、救急搬送とか、病院のサービスなどの面でそれが甚だしいこと、またこういうところでは、ED は殆ど影響力を持っていない、といったことなどを言って聞かせ、皆から承知して貰っておくこと。

#### § 4-5

隊員は体を壊したら、誰もが、どんな場合でも、直ちに ED に報告せねばならない。

#### § 4-6

大抵の場合、ED は旅先の国の医師免許を持っていない。したがって、ED は“正規医師”を名乗ることは許されない。全参加者は、ED は本来、この国での仕事は疾病の予防にあり、救急医療の場合には助手の立場に立つ存在である、ということを念頭に置いておくこと。

#### § 4-7

参加者は各自、個人的医薬キットを自分で用意する責任がある。例えば慢性病がある場合、治療に十分な量の薬を持参すること。若し、そういう病気（高血圧とかけ喘息とか・・・）が持病の場合、かかりつけの医師の薦めに従い、処方されたとおりにその薬をのみ続けるかどうかは、完全に個人の責任である。勿論、予期せぬ事態にあつては、ED は相談に応じるべきである。

#### § 4-8

参加者は誰もが、現行の包括的な旅行-健康医療保険に加入すべきである。それは、出発点に戻るまで、最大限不治の救急費用をカバーするに足るものであることを要する。注意すべきは、その保険が補償する旅行のタイプにもいろいろあって、EX は対象外、といのが少なくない、ということである！だから、ED は、参加者がどんな保険をかけてきたか、出発前に、全員から保険証書のコピーを受け取っておくこと。そうすれば、ED は緊急事態に際し、可能な限り速やかに関連官庁と接触することが出来るようになる。

### § 5 現地雇用の人夫と従業員

現地雇用の人夫・従業員は、その遠征登山隊／トレッキング隊のどの隊員とも同等基準の医療を受けるべきである。現地従業員・人夫の健康と安全に係わる話題は、それが何であっても、それをリーダーに伝え・支援するのが ED の責任である。

#### その他の注意点

1. 医学的な理由で個人的にその登山／トレッキングを途中で中断したり、搬送されたりした場合、本人は参加費用の払い戻しを請求する権利を持たない、ということ、OR は最初に文書（同意書とか契約書の内容中）に謳っておくことを強く提案しておく。
2. 現地雇用の人夫・従業員が、緊急搬出とか医療などを補償するに足る十分な保険を持っているか、それに入るか、するよう強く提案しておく。

#### この勧告文作成の経緯

何の参考にもならないので、省略する。